

市外から引っ越して来た人へ

◆乳幼児健康診査

☎1002966 〇北部地域保健課 ☎4950 - 0637

4カ月・9カ月～10カ月・1歳6カ月・3歳6カ月頃に健康診査を行っています。本市から通知が届いていない人は、北部地域保健課へ。

◆定期予防接種

☎1001890 〇感染症対策担当 ☎4869 - 3062

予診票は市内の定期予防接種実施医療機関にありますので、直接各医療機関へ。



障害基礎年金などを受給しているひとり親世帯の皆さんへ

☎1003178 〇こども福祉課 ☎6489 - 6349

児童扶養手当の額が障害基礎年金などの子の加算額を上回る場合、3月分から、差額分を受給できるようになります。

また、3月分から、障害基礎年金などを受給している人に対する同手当の所得の制限に▽障害年金▷遺族年金——など非課税公的年金給付などが含まれるようになります。

申請手続き

◆すでに同手当の受給資格者として認定を受けている人は、申請は不要です。

◆認定を受けていない人は申請が必要ですので、詳しくはこども福祉課までお問い合わせください。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

☎1024721 〇こども福祉課 ☎660 - 8501 【住所不要】

☎6489 - 6349

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、特別給付金を支給します。なお、同給付金は、児童扶養手当の認定を受けていない(同手当を申請していない)人も対象になる場合があります。

☎①4月分の同手当を受給している②公的年金の受給により、同手当の支給を受けていない③同感染症の影響により同手当の対象となる水準まで収入が減少した——人。なお、来年3月31日時点で18歳以下子どもなどがある人に限りです。☎①不要②③来年2月25日までに所定の用紙を郵送か直接市役所北館2階同課。

給付額

子ども1人当たり5万円。